

フレキシブルファイバに求められる対応について

令和3年6月15日

事 務 局

1. NTT東日本・西日本からのフレキシブルファイバに係る 接続メニュー新設等に関する対応状況の報告について

(1) 接続で取り扱う範囲の明確化

接続として取り扱う範囲を明確にする観点から、加入光ファイバの提供可否の判断基準については、どのような点が明確化されるべきであるか。

その上で、NTT東日本・西日本の加入光ファイバと他事業者が自ら設置・調達する伝送路設備との接続をより行いやすくする観点から、どのような対応が必要か。

また、既設設備区間の接続による提供について、対応を要望する意見やかえって非効率になるとの意見等が寄せられているが、接続による提供を行うに当たって、具体的にどのような問題があるか。

(2) フレキシブルファイバの適正性・公平性・透明性の確保

加入光ファイバの接続料との比較で合理的な価格設定が行われているかという観点も踏まえ、フレキシブルファイバの適正な料金を担保するにあたりどのような対応を行うことが考えられるか。

フレキシブルファイバの透明性等を確保する方策としては、例えば、コストと料金の関係を時系列で比較し、差分について説明を求めることや、全卸先事業者との契約書等の提出を受け、総務省が検証・整理公表するとともに卸契約書の規定等に関して改善すべき事項があれば改善するなどの措置が考えられるが、どのように考えるか。

また、提供の公平性について、ガイドライン等のルールにより担保すべき等の意見が寄せられているところであるが、どのような具体的な措置が必要と考えるか。

(3) その他の検討事項

5G普及におけるフレキシブルファイバを含む光ファイバの重要性を踏まえ、フレキシブルファイバの共用等、フレキシブルファイバを効果的・効率的に活用する方法について、事業者において考えられる取組はあるか。また、課題となるようなことはあるか。

<今後の進め方>

総務省が適切にフォローしながら、事業者間で協議を行った上で、NTT東西において実現に向けた課題の整理や、実現方法、実現時期などについて検討し、5G基地局の整備に当たって重要な設備であることも踏まえれば、速やかに対応することが必要である。

ビル屋上における携帯電話基地局向けの光ファイバ設備への接続について、速やかに接続メニューを規定するための接続約款の変更認可申請を行い、他方、ルーラルエリアについては、接続事業者とも協議を行いながら、ビル屋上よりも検討時間が必要であることは考慮しつつも、できるだけ速やかに、接続による提供が技術的又は経済的に著しく困難である等の接続拒否事由に該当する具体的な場合について、現在提供されているフレキシブルファイバの実態との整合も踏まえて検討し、総務省に報告を求めることが適当である。

この際、NTT東西の接続約款の変更認可申請が必要以上に遅れることになると、その分、フレキシブルファイバを利用する他事業者は卸による提供を受けざるを得ず、接続により提供を受ける場合と比べ負担が重くなることも考えられることから、速やかな対応が求められる。このため、速やかに対応が行われない場合には、接続約款の変更に係る命令も視野に入れ、追加的な措置を検討することが考えられる。

また、フレキシブルファイバとして卸役務により既に提供している光ファイバ設備について、卸先事業者から接続による提供を求められた場合について、その移行は円滑に行われることが必要である。このため、移行に係る費用や手続が必要最小限のものとなっていることについて、本研究会においてNTT東西から説明を求めることが適当である。仮に、合理的な理由なく、円滑な移行を妨げている事情が認められる場合には、追加的な措置について検討を行うべき。

さらに、本研究会での論点である、NTT東日本・西日本の加入光ファイバと他事業者が自ら設置・調達する伝送路設備との接続をより行いやすくする観点から、どのような対応が必要かについても、これらの接続メニューに係る協議を実施する中で具体的な要望を踏まえて検討することが適当である。

これらの対応状況について、遅くとも本研究会において報告書の取りまとめに向けた議論が行われる予定の本年5月末までに総務省に報告を求め、それを踏まえて本研究会において、必要に応じて検討を実施することが適当である。

(1)ビル屋上等のフレキシブルファイバ(FF)に係る接続メニューの新設

5月24日に接続約款変更認可申請を実施。個別設備区間を「特定光信号端末回線」として新設し、加入DFと組み合わせ提供。個別設備区間は網改造料とし、調査や回線管理、撤去等の料金を規定。6月4日に事業者説明会を実施。本年4月1日以降に卸役務による提供が新たに申し込まれたビル屋上等のFFについて、接続約款認可後に接続への移行の申込みが行われた場合には、卸料金と接続料相当の料金額の差額を遡及精算。【次ページ 参照】

事務局注：NTT東日本・西日本からの接続約款の変更認可申請については、5月28日に総務大臣から情報通信行政・郵政行政審議会に諮問が行われ、現在は当該審議会により意見募集（5月29日～6月28日）が行われている。

(2)ルーラルエリアのFFに係る接続メニューの新設

各事業者と協議の上で、第2四半期（7月～9月）に接続約款の認可申請を予定（（2）～（4）を同時に申請）。卸役務で提供不可の設置場所については、接続でも同様に提供困難。接続拒否事由として次を接続約款に規定。
設備の設置・保守作業時に危険工程が含まれる場合、設置に必要な土地の利用許可が得られない場合
ルーラルエリアの保守・故障修理作業の実態を調査し、光提供エリア内と差分がある場合には接続料金に反映。

(3)卸役務から接続への移行

各事業者と協議の上で、第2四半期（7月～9月）に接続約款の認可申請を予定（（2）～（4）を同時に申請）。加入DFとの一体的な申込みのため受付体制・システムを準備中。必要最小限の費用で移行できるよう、移行を希望する回線の申込みを一定期間内に受け付け、一括で移行する想定。卸役務で提供されるビル屋上等のFF（本年4月1日より前に申込みがあったもの）及びルーラルエリアのFFについて、接続への移行の申込みが遅滞なく行われた場合には、本年6月1日から接続に移行するまでの間の卸料金と接続料相当の料金額の差額を遡及精算。【次ページ 参照】

卸役務から接続に移行する際の費用については、新規に接続に申し込んだ場合と同程度の負担（ビル屋上等は本年4月1日以降に申込みのあった回線、ルーラルエリアは6月1日以降に申込みのあった回線）、または最小限の移行費用（左記の申込み日より前に申込みのあった回線）で移行可能とする。【次ページ 参照】

<各卸役務の申込み時期と「卸料金の遡及精算」「卸から接続への移行に係る費用負担」の関係>

赤字部分が臨時の措置(本研究会の方針整理(2/24)を踏まえ、速やかに接続メニューを新設した場合には、ビル屋上新規は4/1、その他は5月末の報告後の6/1に接続メニューが利用できたものとして、NTT東日本・西日本において卸料金と接続料の差額を精算する等の臨時の措置を実施)

		NTT東日本・西日本による対応
ビル屋上FF (卸役務)	4/1以降に卸の申込み 【ビル屋上新規】	4/1以降の卸料金と接続料との差額を遡及精算する 新規接続申込みと同程度の負担を求める
	4/1より前に卸の申込み 【ビル屋上既設】	6/1以降の卸料金と接続料との差額を遡及精算する 必要最小限の移行費用を求める
ルーラルFF (卸役務)	6/1以降に卸の申込み 【ルーラル新規】	6/1以降の卸料金と接続料との差額を遡及精算する 新規接続申込みと同程度の負担を求める
	6/1より前に卸の申込み 【ルーラル既設】	6/1以降の卸料金と接続料との差額を遡及精算する 必要最小限の移行費用を求める

(4) 接続における複数事業者の設備共用

各事業者と協議の上で、第2四半期(7月~9月)に接続約款の認可申請を予定((2)~(4)を同時に申請)。
 接続メニューでは、より事業者間での共用を促進するため、全ての事業者間で共用可能にすることを前提に、事業者間で協議を進め、7月中を目途に認識を合わせていく。
 協議では、新規に設置する回線の共用ルールから検討することを提案しており、今後具体的な運用フローや費用按分方法等について速やかに協議を実施。

(5) 加入ダークファイバと他社設備との接続に関する要望

利用事業者との間で複数回の協議を進めているが、NTT東日本・西日本の加入光ファイバ(既設設備区間)と他事業者が自ら設置・調達した伝送路設備を接続してするメニューは現時点で要望なし。

フレキシブルファイバの接続メニューに関する検討状況(案) (1/4)

2021.5.28
NTT東日本
NTT西日本

ビル屋上FFの接続メニューの検討状況

2021年5月24日、ビル屋上等へ新規に提供するフレキシブルファイバの接続料金等の設定について、接続約款変更の認可申請を行いました。

具体的な申請内容は以下のとおりです。

- ▶ 個別設備区間を「特定光信号端末回線」と規定し、加入DF（光信号端末回線）と組み合わせで提供する手続きを規定
- ▶ 特定光信号端末回線の接続料金として、構築した設備に要した費用に基づき個別算定した網改造料と、申込受付・回線管理システムの運用に必要な費用について網使用料として算定した回線管理運営費を規定
- ▶ 特定光信号端末回線に係る情報調査費、撤去に係る負担額等を規定

本件に関し、6月4日に事業者説明会を開催し、接続事業者様に具体的な申請内容についての説明・質疑対応を行う予定です。

また、本年4月1日以降にビル屋上等へ提供するフレキシブルファイバを新規にお申込みいただいた回線について、卸役務から接続メニューへの移行の申込みが行われた場合には、臨時の措置として、本年4月1日から接続メニューに移行するまでの間の卸料金と接続料相当の料金額の差額について遡って精算を行う考えです。

なお、個別設備区間の網改造料に含まれる創設費相当の負担方法について、今回の申請では網改造料の規定に従い、月額で負担いただく規定で申請しているところですが、卸役務による提供と同様に一括負担したいという事業者様要望もあることから、今後、事業者協議の結果を踏まえ、必要に応じて接続約款変更の認可申請を行う考えです。

フレキシブルファイバの接続メニューに関する検討状況(2/4)

ルーラルエリアFFの接続メニュー・事業者間共用・卸役務から接続への移行等の検討状況

[ルーラルエリアへ提供するフレキシブルファイバの接続メニューの検討]

ルーラルエリアへ提供するフレキシブルファイバは、林道へのケーブル敷設や河川の横断が必要な場合等、ビル屋上等へ提供するフレキシブルファイバよりも設置場所までのルートが環境が多様であり、作業車両の通行が困難な場合や、橋梁内の管路が狭隘である場合等により、提供できないケースがあります。

これまでの卸役務での提供時において、個別設備区間の提供をお断りした事例を収集したところ、現時点では以下の2項が存在していました。卸役務で提供していない設置場所については、接続でも同様に提供が困難であると考えており、これらについては、接続拒否事由に該当するものとして、接続メニューの提供条件を接続約款において整理する考えです。

➤ 設備の設置・保守作業時に危険工程が含まれる場合

(具体例)

- ✓ 断崖絶壁等の作業員の安全が確保できない場所での作業が必要となる場合
- ✓ 作業車両の侵入が困難な場所での作業が必要となる場合

➤ 設置に必要な土地の利用許可が得られない場合

(具体例)

- ✓ 敷設予定の光ケーブルが通過する土地等の所有者の許可が得られない場合
- ✓ 国立公園等、自然・景観保護のためケーブルの敷設が制限されている場合

提供時期は、要望された設置場所までの地理的状況、申込状況や当社の工事体制等を踏まえて、事業者様と調整の上、決定します。

なお、基盤設備(電柱・管路等)の新設が必要な場合は申込事業者様と調整の上、接続申込みを承諾します。ルーラルエリアへ提供するフレキシブルファイバの接続メニューの検討にあたっては、上述の通り、設置場所までのルートの環境が多様であることを踏まえつつ、ルーラルエリアにおける保守・故障修理作業の実態を調査し、光提供エリア内と差分がある場合には必要に応じて接続料金に反映する考えです。

また、ルーラルエリアのフレキシブルファイバの接続メニューについては、事業者間での共用を行うための運用と関連することから、事業者間の共用ルールと並行して検討し、事業者様と認識を合わせた上で、接続約款変更の認可申請を行う予定です。

フレキシブルファイバの接続メニューに関する検討状況(3/4)

[卸役務から接続メニューへの移行]

卸役務で提供済みのフレキシブルファイバについては、事業者様が卸役務での提供を継続するか、接続へ移行するかを選択いただき、接続への移行を選択いただいた際は、利用中の設備を継続して使用することを前提に最小限の手続きで移行できるよう検討を進めております。

卸役務では、専用線の受付体制・システムを用いて回線の管理や料金請求をしておりますが、接続メニューへ移行する場合は、既設設備区間(加入DF)の申込みと一体的にお申込みいただく必要があることから、加入DFの受付体制・システムへ移行する必要があります。加入DFの受付体制・システムには個別設備区間の回線管理・料金請求をする仕組みがないため、体制の構築やシステム開発について準備を行っております。

当社としては、事業者様において卸役務・接続双方の提供条件をご確認の上、必要最小限の費用で移行できるよう、事業者様から接続へ移行を要望する回線を一定期間内にお申込みいただき、一括で移行する手続きを想定しております。移行にあたっては契約上の変更も必要であり、卸役務から接続メニューへの契約変更の方法についてもあわせて検討しております。

移行方法・契約変更手続や移行に係る費用負担等について、事業者様と認識をあわせした上で、必要な手続き等の接続約款変更の認可申請を行う考えです。

また、

- ・ビル屋上等において卸役務にて申込みをいただいているフレキシブルファイバ(昨年度以前に申込みのもの)

- ・ルーラルエリアにおいて卸役務にて申込みをいただいているフレキシブルファイバ

について、「既存のフレキシブルファイバを接続での利用に変更する場合には、物理的な回線切替え工事や煩雑な手続等が発生しないこと等の条件に可能な限り対応するよう、NTT東西において検討することが適当」とされたことやルーラルエリアにかかる接続メニューの提供時期が5月末の報告後、速やかに行われることとされたことを考慮し、卸役務から接続メニューへの移行の申込みが遅滞なく行われた場合には、臨時的措置として、本年6月1日から接続メニューに移行するまでの間の卸料金と接続料相当の料金額の差額について遡って精算を行う考えです。

なお、卸役務で提供している回線が接続に移行する際の費用については、新規に接続に申し込んだ場合と同程度の負担(ビル屋上については本年4月1日以降に申し込まれた回線、ルーラルエリアについては本年6月1日以降に申し込まれた回線のうち接続に移行する回線が対象)、または最小限の移行費用(左記の申し込み日以前にお申込みいただいた回線のうち接続に移行する回線が対象)で移行できるようにする考えです。

フレキシブルファイバの接続メニューに関する検討状況(4/4)

[フレキシブルファイバの事業者間共用]

フレキシブルファイバの事業者間共用については、事業者様からもご意見をいただいているとおり、今後の5G展開に向けた需要増が見込まれるなか、当社としても、同一のルートにもかかわらず事業者個別に設備を構築・維持することは非効率であることから、事業者様の負担軽減と当社の設備構築・維持の効率化を両立するために、より一層の共用の推進を図る必要があると考えております。

これまで、卸役務での提供では一部の事業者間で以下の共用ルールで合意しております。

- ・ 新規に設置する回線において、事業者間共用に合意したものを対象
- ・ 共用に係る申込みは代表幹事会社を取り纏めて実施
- ・ 費用の按分方法は事業者数按分

接続メニューでは、より事業者間での共用を促進するために、全ての事業者間で共用可能にすることを前提に、以下の論点について事業者間で協議を進め、7月中を目途に認識を合わせていきたいと考えております。

- ・ 共用を行うための基本条件
(事前に共用の事業者間合意を必要とするか、当社が共用可能と判断した設備は合意不要とするか)
- ・ 新規接続申込み時の運用フロー
- ・ 接続メニューで開通した回線の設置場所情報の扱い
- ・ 既に提供済みのフレキシブルファイバを事後的に共用する場合の運用フロー
- ・ 共用時における費用の事業者間での負担方法
- ・ 個別設備区間の一部区間を共用する場合の手続き、費用負担方法
- ・ 卸から接続へ移行した回線を共用する場合の手続き、費用負担方法
(既に創設費を一括で支払済であり、その事業者の独占的な利用権を強制的に破棄するか)
- ・ 共用中における任意の事業者が利用中止する際の手続き、費用負担方法

事業者間協議では、まずは新規に設置する回線の共用ルールの検討から進めることをご提案しており、今後、具体的な運用フロー・費用按分方法等について速やかに事業者間で協議を進める考えです。

なお、当社は利用事業者様との間で複数回の協議を進めてきておりますが、当社の加入光ファイバ(既設設備区間)と事業者様が自ら設置・調達した伝送路設備を接続して利用するために必要となる具体的なメニューの要望は現時点でいただいております。

上述のとおり、ルールの接続メニューの接続料金、事業者間共用に係る手続き、卸役務から接続への移行手続き等について、事業者間協議を通じ、各事業者様との合意し整理の上、第2四半期を目途に接続約款変更の認可申請を行うよう、準備を進めていく考えです。

第一種指定電気通信設備接続料規則に基づく許可申請(令和3年3月22日申請)

5. 接続料規則第4条(法定機能の区分、内容及び対象設備等)及び第7条(原価(利潤を含む。以下同じ。)の算定に用いる資産及び費用)関連

利用事業者が個別設備の設置及び維持管理に係る費用を全額負担することを前提に加入光ファイバ相当のサービスの提供を要望する場合において、当社が個別設備を設置し、既設設備区間の設備と組み合わせて提供するサービス(以下、「フレキシブルファイバ」という。)について、接続メニューの設定に係る接続約款の変更認可申請を行い、認可を受けるまでの間、フレキシブルファイバに係る固定端末系伝送路設備の費用を加入光ファイバに係る接続料原価から除外するとともに、当該固定端末系伝送路設備について接続料を設定しないこと。

(理由)

(略)

これらを踏まえると、フレキシブルファイバについて、接続メニューの設定に係る接続約款の変更の認可申請を行い、認可を受けるまでの間、フレキシブルファイバに係る固定端末系伝送路設備の費用について、接続料規則によらない特別の理由があると考えている。

なお、接続料研究会において示された方針を踏まえ、今後以下 ~ のとおり対応する考え。

ビル屋上に新規設置されるフレキシブルファイバについては本年5月、その他のフレキシブルファイバについては準備が整い次第速やかに接続約款の変更認可申請を行う。

ビル屋上への設置に係る接続メニューの認可を受けた後、事業者より遅滞なく当該接続メニューへの移行の申込みが行われた場合には、臨時の措置として、本年4月1日から事業者が接続に移行するまでの間のビル屋上に設置されるフレキシブルファイバの卸料金と接続料相当の料金額の差額について遡って精算を行う。

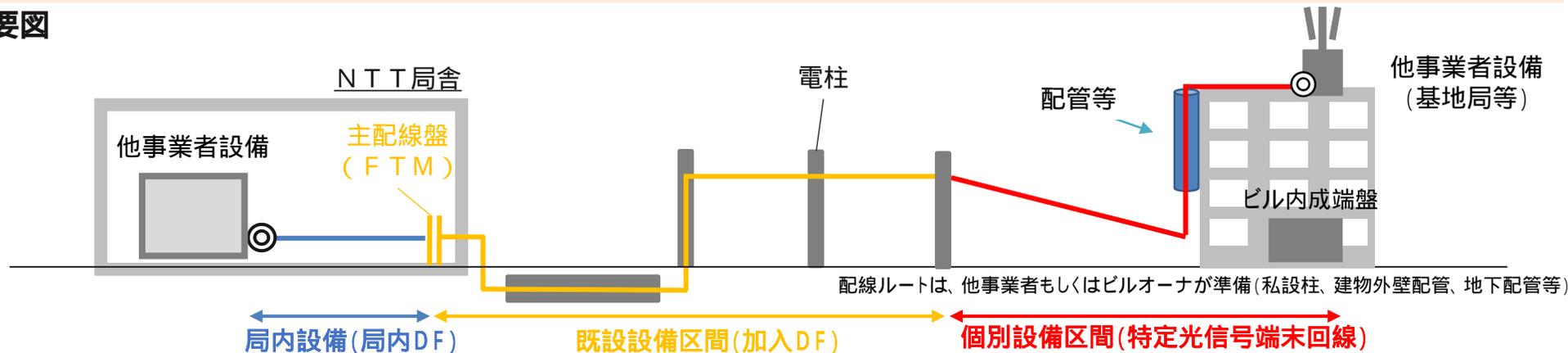
本年4月1日以降、接続メニュー提供後は接続へ移行することを前提に卸役務として申し込まれたフレキシブルファイバについて、接続メニュー提供後に卸役務から接続へ移行する際には、新規に接続に申し込んだ場合と同程度の費用で移行できるよう必要最小限の負担となるように対応する。

今般申請のあった新たな接続メニューは、光提供エリア内であって、既設設備区間の存在しない場所(ビル屋上等)に接続事業者の要望に基づき新たに個別設備区間に光ファイバ設備を設置して接続するもの(特定光信号端末回線)であり、この**特定光信号端末回線を設置する個別設備区間**と、**既設設備区間**(加入ダークファイバ)、NTT東日本・西日本の**局内設備**(局内ダークファイバ)を組み合わせ提供されるもの(局内設備については、接続事業者自らの設備を利用することも可能)。

局内設備、既設設備区間については既存の接続料(局内ダークファイバ、加入ダークファイバ)を適用し、**個別設備区間については、接続事業者が基本的には占有する設備を当該接続事業者の申出に基づきNTT東日本・西日本において新たに構築するものであることから、当該接続事業者による個別の費用負担として、網改造料の算定式により算定する。**

卸電気通信役務で提供されているフレキシブルファイバにおいても、「局内設備」、「既設設備区間」、「個別設備区間」ごとに料金が設定されている(「局内設備」「既設設備区間」の利用料金は接続料と異なる額が設定されている)。

概要図



	局内ダークファイバ ¹ 【既存接続料】	加入ダークファイバ (シングルスター方式) ^{1、2} 【既存接続料】	特定光信号端末回線 【新規接続料】
接続料	NTT東日本：363円 NTT西日本：317円	NTT東日本：2,248円 NTT西日本：2,312円	網改造料として算定 (設備管理運営費 + 他人資本費用 + 自己資本費用 + 調整額 + 利益対応税) × (1 + 貸倒率)

1 令和3年3月22日にNTT東日本・西日本から申請のあった令和3年度適用接続料を記載。

2 タイプ2(保守対応時間が限定されていないもの)の料金。また、施設設置負担加算料(NTT東日本:161円、NTT西日本:143円)、回線管理運営費(NTT東日本:35円、NTT西日本:55円)を含む。

特定光信号端末回線の接続に関するその他の料金については、下表のとおり。

特定光信号端末回線管理機能については、接続の申込みの受け付けを行うシステム等の料金であるところ、早期の接続メニュー提供の観点から、既存の**接続専用線等の管理を行うシステムを暫定的に利用して受付を行うため、通信路設定伝送機能（接続専用線）の回線管理運営費単金を準用して設定。実績を把握し次第、実績料金で遡及精算**を実施予定。

なお、今年度中を目途に特定光信号端末回線に関する正式な受付システム等を整備して対応する予定で検討が進められているところであり、別途それを踏まえた接続約款の変更認可申請が行われる予定。

項目	概要	料金
特定光信号端末回線管理機能	協定事業者の特定光信号端末回線の情報の管理を行うとともに網改造料を請求する機能	NTT東日本 339円 NTT西日本 558円
既設基盤設備の利用料	既設の管路・電柱を利用する場合の負担額	既存の管路・電柱を利用する場合の負担額を準用
撤去に係る負担額	特定光信号端末回線の撤去に係る負担額	網改造料における利用中止費を適用
特定光信号端末回線に係る情報調査費	概算提供可能時期・概算料金に係る調査実費	作業単金 × 作業時間 × (1 + 貸倒率)

NTT東日本・西日本により、これまでの卸電気通信役務によるフレキシブルファイバの提供実績を踏まえ、仮に光ファイバを1芯、既存の電柱を1本利用し、創設費10万円として、ビル屋上のフレキシブルファイバを利用する場合の**卸料金と特定光信号端末回線の接続料等の料金を比較**した場合の試算が示された。

これによれば、**NTT東日本・西日本ともに、ビル屋上にフレキシブルファイバを設置した場合の卸料金と比べて、本申請の料金の方が4～5割程度低廉になる見込み。**

	NTT東日本			NTT西日本		
	卸料金	接続料	差分	卸料金	接続料	差分
計(+ +) (円/月)		4,069			4,295	
既設設備区間		2,611			2,629	
局内区間		363			317	
加入区間		2,248			2,312	
個別設備区間		1,119			1,108	
設備管理運営費		1,050			1,041	
保守費相当(×) ¹		217			208	
減価償却費相当 ²		833			833	
報酬		5			7	
基盤設備利用料		64			60	
フレキシブルファイバ回線管理運営費		339			558	

(参考)

創設費(円) ³		100,000			100,000	
年経費比率		2.6%			2.5%	

1 卸料金には個別設備区間に係る共通費用・追加費用を含む。

2 卸料金は創設費を一括負担しているものを、減価償却費相当見合い(法定耐用年数10年)として算定。

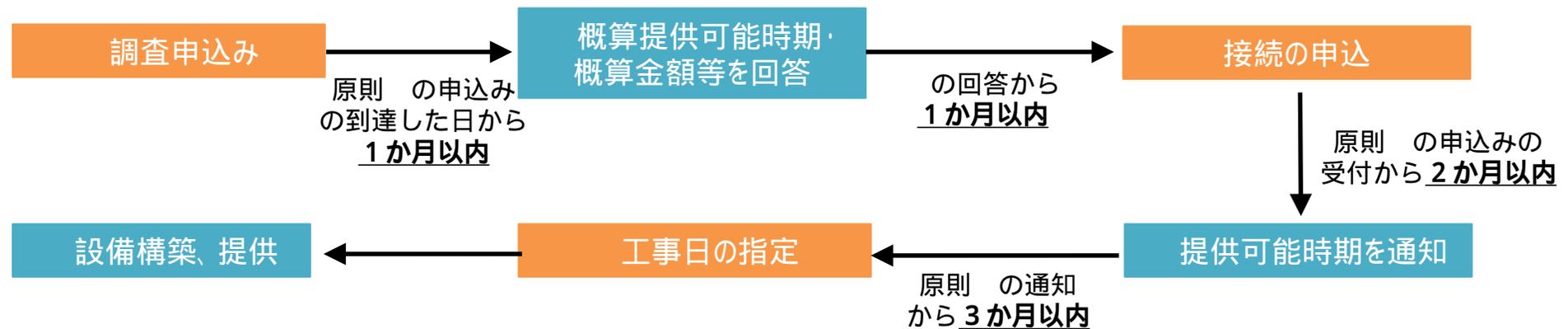
3 モデルケースとして試算したものであり、実際は案件ごとに利用芯線数や個別設備区間の創設費等が異なる。なお、ビル屋上のサンプルデータ(2020年8月～10月の全件)の平均創設費は約10万円であり、また既存電柱の利用本数、芯線数とも今回の試算と近似した値となっている旨NTT東日本・西日本から説明があったもの。

特定光信号端末回線の接続に係る手続きとしては、以下のフローを前提として接続約款上の規定を整備。携帯電話事業者等の意見を踏まえ、卸電気通信役務によるフレキシブルファイバと同様のフローを予定。

概算金額や提供可能時期の回答に要する期間等についても、フレキシブルファイバの申込みの際の目安の期間をもとに設定。

接続申込み等のフロー

■ : 接続事業者が実施 ■ : NTT東日本・西日本が実施



特定光信号端末回線と組み合わせて利用する光信号端末回線の接続申込みを併せて行うこと及び事前に特定光信号端末回線の敷設に係る調整を行うことを要する。

その他の手続等

他人の土地等を利用している場合に、その他人から撤去を求められた場合は接続事業者と協議の上、撤去の必要がある場合はその特定光信号端末回線を撤去する（撤去により生じた損害について、NTT東日本・西日本はその接続事業者に対する責任を負わない）

接続を終了する申込みがあった回線との接続を終了する際は、その回線と併せて接続の申込みを行った回線との接続についても終了する。

特定光信号端末回線との接続を終了したときは、その特定光信号端末回線が収容されている光ファイバケーブルにおいて他の特定光信号端末回線が現用に供されている場合を除き、その特定光信号端末回線を撤去する。

2. 卸役務で提供されるフレキシブルファイバの 適正性・公平性・透明性の確保等に関する 方針整理(案)

(1) 接続で取り扱う範囲の明確化

接続として取り扱う範囲を明確にする観点から、加入光ファイバの提供可否の判断基準については、どのような点が明確化されるべきであるか。

その上で、NTT東日本・西日本の加入光ファイバと他事業者が自ら設置・調達する伝送路設備との接続をより行いやすくする観点から、どのような対応が必要か。

また、既設設備区間の接続による提供について、対応を要望する意見やかえって非効率になるとの意見等が寄せられているが、接続による提供を行うに当たって、具体的にどのような問題があるか。

(2) フレキシブルファイバの適正性・公平性・透明性の確保

加入光ファイバの接続料との比較で合理的な価格設定が行われているかという観点も踏まえ、フレキシブルファイバの適正な料金を担保するにあたりどのような対応を行うことが考えられるか。

フレキシブルファイバの透明性等を確保する方策としては、例えば、コストと料金の関係を時系列で比較し、差分について説明を求めることや、全卸先事業者との契約書等の提出を受け、総務省が検証・整理公表するとともに卸契約書の規定等に関して改善すべき事項があれば改善するなどの措置が考えられるが、どのように考えるか。

また、提供の公平性について、ガイドライン等のルールにより担保すべき等の意見が寄せられているところであるが、どのような具体的な措置が必要と考えるか。

(3) その他の検討事項

5G普及におけるフレキシブルファイバを含む光ファイバの重要性を踏まえ、フレキシブルファイバの共用等、フレキシブルファイバを効果的・効率的に活用する方法について、事業者において考えられる取組はあるか。また、課題となるようなことはあるか。

- 1 手続方法や標準的期間、負担すべき金額等を接続約款に定めるべき。その他、線路設計、物品調達、保守作業等が効率的に行われているかについて確認するために、まずは利用事業者との十分な協議の機会を設け、状況に応じて、総務省にて確認・検証を行う仕組みも必要。【KDDI】
- 1 NTTグループと競争事業者が完全に同等な条件・環境で利用できることが必要であり、特定の事業者が特別に優遇された取引条件で提供を受けていないかどうか総務省にて確認・検証すべき。【KDDI】
- 1 5G時代に向けてFFの重要性が益々高まることや、昨今のNTTグループ再編の動きも踏まえ、FFにおいて差別的取り扱いにあたる行為を、ガイドライン等で具体化すべき。【ソフトバンク】
- 1 加入DFとFF既設設備区間との料金差は依然として大きい(以前よりも料金差は拡大傾向)料金構造や差分理由について、時系列比較を通じて明らかにすべき。【ソフトバンク】
- 1 5G携帯電話基地局の急速な普及を促進するために、FFは「既設設備区間」と「個別設備区間」に分けた卸回線提供を可能にすべき。【BBバックボーン】
- 1 NTT東西からの通常の提供が受けられない場合には、他事業者との共用等が可能となるよう他事業者の個別設備の状況について情報開示すべき。【BBバックボーン】
- 1 契約書の雛形の開示、納期・概算額の標準的な回答期間等を明確化(事業者向けHPで開示)することや、提供条件・料金について、契約書等の総務省に報告することに取り組む。【NTT東日本・西日本】

卸役務で提供されるフレキシブルファイバ(FF)の適正性・公平性・透明性の確保等に関しては、卸先事業者である携帯電話事業者等から、

卸役務の提供の標準的な手続き期間、標準工期・単価等の情報開示、NTTグループとそれ以外の事業者における差別的取扱いを防ぐ仕組みの整備、接続料と比較した場合の卸料金水準を時系列で比較して検証すること、個別設備区間と既設設備区間を分けて卸提供すること、他事業者との設備共用を行うための情報共有

等について意見が寄せられている。

これに関し、NTT東日本・西日本からは、卸契約書の雛形の開示、納期・概算額の標準的な回答期間等を明確化(事業者向けHPで開示)することや、提供条件・料金について、卸契約書等を総務省に報告することに取り組む旨、説明があったところ。

さらに、接続で取り扱う範囲の明確化に関する本研究会の方針整理(2月24日)を受け、ビル屋上等のFFに係る接続メニューの接続約款変更認可申請(5月24日)や、5月28日にはルーラルエリアのFFに係る接続メニューの提供や、卸役務から接続に移行する場合、設備共用する場合の手続き等について接続約款に規定するための接続約款変更認可申請を本年第2四半期(7月～9月)に行う旨の説明もあったところ。

加えて、接続メニューが提供されるまでの間の卸料金について、臨時の措置として、卸役務への申込み時期に応じ、卸料金と接続料の差額を遡及精算する等の報告も行われているところ。

これらの状況を踏まえると、まずは、接続メニューに関する検討やそれを踏まえた接続約款の変更認可申請、実際の提供状況等を踏まえ、不十分な点がないか確認していくことが適当ではないか。

他方で、接続への移行や接続との差異の状況を確認する観点からは、卸役務の提供状況を適切に把握していくことが必要ではないか。具体的には、これまでは検討等に当たって必要な都度、総務省からNTT東日本・西日本に報告を求め、FFの提供状況について報告が行われてきたところであるが、定期的な報告について総務省から要請する、又は省令に基づく詳細な卸届出の対象にFFを追加する等により、継続的かつ適切に実態を把握すべきではないか。

今後、接続、卸役務双方の提供状況を踏まえ、追加的なルール等の整備や対応について、必要に応じ、検討していくことが適当ではないか。

(參考資料)

第1章 指定電気通信設備を用いた「接続」と「卸役務」の公正競争確保について

2. 「接続」と「卸役務」の代替性に関する検証

(3) 考え方

代替性検証の進め方

卸役務による柔軟な設備利用を過度に抑制しないようにする観点から、指定設備卸役務のうち、卸先事業者から具体的に課題が相当程度寄せられており、公正競争上の弊害が生じるおそれが高いと考えられる指定設備卸役務に絞って検証を行うことが適当である。

具体的には、オブザーバーからの意見や最終答申からの意見を踏まえれば、現時点では、固定通信分野については、「光サービス卸」及び「フレキシブルファイバ」、移動通信分野については、「モバイル音声卸」を検証の対象とすることが適当である。

ただし、「フレキシブルファイバ」については、構成員及び関係事業者から既設設備区間については接続により提供可能ではないかとの指摘がなされている等、制度的な整理について問題提起がなされているところであり、代替性を評価する前に、まずは、制度的な位置付けを明確にすることが必要である。

具体的には、令和3年度の接続料改定に際し、NTT東日本・西日本からフレキシブルファイバに係る第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第64号。以下「一種接続料規則」という。)第3条に基づく許可申請が行われた場合には、接続として取り扱う範囲を明確にした上で対応を行うことが適当であり、設備投資促進の観点も踏まえながら、さらに研究会において検討を深めていくべきである(フレキシブルファイバの扱いに関する検討については、本章「4. フレキシブルファイバの扱い」を参照。)

(略)

4. フレキシブルファイバの扱い

(3) 考え方

これまでの議論を踏まえ、フレキシブルファイバの扱いに関する論点について、以下のように整理し、5Gにおける利用も見据え、速やかに検討を行っていくことが必要である。

接続で取り扱う範囲の明確化

現在、携帯電話事業者等が携帯基地局等向けにNTT東日本・西日本の光ファイバを利用する場合には、まずNTT東日本・西日本に加入光ファイバによる提供の可否を確認し、対応ができないと判断された場合にフレキシブルファイバによる対応となること、接続として取り扱う範囲を明確にする観点からは、加入光ファイバの提供可否の判断基準をより明らかにしていくことが適当である。

その上で、他事業者がフレキシブルファイバを利用せず、同様の設備構築を加入光ファイバとの接続で行う場合に必要な対応について、NTT東日本・西日本の加入光ファイバと他事業者が自ら設置・調達する伝送路設備との接続をより行いやすくする観点から、関係事業者等からの要望も踏まえ、検討を進めていくことが適当である。

なお、他事業者から既設設備区間が接続となる新たなメニューの要望があった場合には、NTT東日本・西日本は当該事業者と適切に協議を行う必要がある。総務省においては、その状況を注視するとともに、必要に応じて更なる措置を検討することが適当である。

【前ページからの続き】

フレキシブルファイバの適正性・公平性・透明性の確保

フレキシブルファイバは、指定設備を用いた卸役務であり、その提供条件の適正性・公平性・透明性を確保することは重要である。特に、卸料金の適正性を判断するに当たっては、構成員から加入光ファイバとの料金差について累次にわたり指摘があったことを踏まえ、加入光ファイバの接続料との比較で合理的な価格設定が行われているかという観点から検証することが適当である。

フレキシブルファイバの適正性・公平性・透明性を確保する方策としては、例えば、コストと料金の関係を時系列で比較し、差分について説明を求めることや、全卸先事業者との契約書等の提出を受け、総務省が検証・整理公表するとともに卸契約書の規定等に関して改善すべき事項があれば指摘するなどの措置が考えられる。また、卸先事業者からは提供の公平性に関するルール策定の必要性について意見があったところである。本研究会においては、関係事業者等から意見を聴取するなどし、具体的な措置について更なる検討を行うことが適当である。

その他の検討事項

構成員やオブザーバーから5G普及におけるフレキシブルファイバを含む光ファイバの重要性について意見があったことを踏まえ、例えば、構成員から指摘があったフレキシブルファイバの共用等、フレキシブルファイバを効果的・効率的に活用する方法について、関係事業者における取組の状況を確認し、課題がある場合には必要に応じて検討を行うことが適当である。

< 接続応諾義務 >

電気通信回線設備への接続を他の電気通信事業者から求められた場合に、それに応ずる義務があるか否かについては、全ての電気通信事業者において、事業法第32条の接続応諾義務があるか否かによって、個別具体的に判断されるべきものである。

すなわち、事業法第32条及び施行規則第23条に限定列挙されている以下の接続拒否事由に該当しない場合には、接続の請求に応じる必要がある。

電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき。 1

当該接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき。 2

前二号に掲げる場合のほか、総務省令で定める正当な理由があるとき。

事業法第32条第3号に掲げる総務省令で定める正当な理由(施行規則第23条)

- 1 電気通信設備の接続を請求した他の電気通信事業者がその電気通信回線設備の接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあること。
- 2 電気通信設備の接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であること。

1: 具体的には、接続の請求を受けた電気通信事業者の設置する電気通信回線設備を損傷し、又はその機能に障害を与えるおそれがあるときや接続の請求を受けた電気通信事業者の提供する電気通信役務について適正な品質の維持が困難となるとき等が該当する。

2: 具体的には、接続を請求する電気通信事業者の電気通信設備を用いて提供される役務と需要を共通としているため、請求を受けた電気通信事業者において、その設置する電気通信回線設備の保持が経営上困難となる等、経営に著しい支障が生じるとき等が該当する。

< 接続に関する命令 >

電気通信事業者が他の電気通信事業者に接続協議を申し入れたにも関わらず、協議に応じないまたは、協議が調わなかった場合には、申し立てにより、総務大臣から協議の開始又は再開を命じることができる旨、事業法第35条第1項及び第2項に規定されている。

< 総務大臣裁定 >

電気通信事業者が他の電気通信事業者からの接続協議には応じているものの、負担すべき金額や接続条件などの接続協定の細目について、協議が調わない場合には、事業法第35条第3項及び第4項に規定する総務大臣の裁定を申請することができる。

総務省においてこのような申請を受理したときは、金額については、当事者間で別段の合意がない場合には、市場における競争状況等を勘案し、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを基本として裁定を行うこと等について「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」(平成30年1月16日)に定めている。

< 第一種指定電気通信設備 >

電気通信事業法(昭和59法律第86号)(以下「事業法」という。)において、第一種指定電気通信設備は、利用者の電気通信設備と接続される伝送路設備(固定端末系伝送路設備)を相当な規模で設置する電気通信事業者が設置する電気通信設備のうち、その固定端末系伝送路設備及びこれと一体として設置される電気通信設備について総務大臣が指定するものである。

ここでいう「利用者の電気通信設備と接続される伝送路設備(固定端末系伝送路設備)」には、個人向けのみならず法人、当然携帯電話事業者向けのものも含まれるものであり、電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第46号)第3条に基づき、総務大臣は、NTT東西を含む固定端末系伝送路設備を設置する事業者から、固定端末系伝送路設備の年度末の設置状況の報告を毎年度受けている。

第一種指定電気通信設備との接続は、

- ・ 他の電気通信事業者の事業展開上不可欠であり、当該電気通信設備に係る接続料及び接続条件は、我が国の電気通信サービスの料金水準、サービス品質の全体に影響を及ぼすものとなっていること、
- ・ 第一種指定電気通信設備との円滑な接続の確保は、利用者の利便の向上等に欠くことができないものであること、
- ・ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、他の電気通信事業者との接続協議において、強い交渉力を有し、優位な地位に立つこと

に鑑み、事業法第33条において、その接続料及び接続条件について、接続約款を定め、それについて総務大臣の認可を受け、公表すること等が義務づけられている。

< 第一種指定電気通信設備(前ページからの続き) >

事業法第33条第1項では、総務省令で定める区域(現在は概ね都道府県)ごとに、固定端末系伝送路設備の占有率が50%を超える場合に、当該区域における固定端末系伝送路設備とそれと一体として設置する電気通信設備を総体として不可欠な電気通信設備として総務大臣が指定できることとされている。

これに基づき、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第23条の2及び告示(平成13年総務省告示第243号)において、総務大臣が固定端末系伝送路設備等の不可欠設備を総体として指定をしているところである。

なお、設備のボトルネック性は、指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者がその設備をどのような役務に用いているかとは無関係に判定されるべきものであり、役務の種類とは切り離して、ボトルネック性の有無を判断することを基本としている。

NTT東西がFTTHアクセスサービスやフレキシブルファイバの提供に利用している光ファイバは、固定端末系伝送路設備であり、電気通信事業法第33条に規定する第一種指定電気通信設備である。

総務大臣は、申請された第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款について、接続料が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額になっていることや接続条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその第一種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと、特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと等の条件に適合していると認めるときは、認可をしなければならないこととされている。

また、総務大臣は、認可を受けた接続約款で定める接続料が不相当となったため又は当該接続約款で定める接続条件が社会的経済的事情の変動により著しく不相当となったため、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、相当の期限を定め、当該接続約款の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

電気通信事業法 (昭和59法律第86号)

(電気通信回線設備との接続)

第三十二条 電気通信事業者は、他の電気通信事業者から当該他の電気通信事業者の電気通信設備をその設置する電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じなければならない。

- 一 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき。
- 二 当該接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、総務省令で定める正当な理由があるとき。

電気通信事業法施行規則 (昭和60年郵政省令第25号)

(電気通信設備の接続の請求を拒める正当な理由)

第二十三条 法第三十二条第三号の総務省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

- 一 電気通信設備の接続を請求した他の電気通信事業者がその電気通信回線設備の接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあること。
- 二 電気通信設備の接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であること。

電気通信事業法 (昭和59法律第86号)

(電気通信設備の接続に関する命令等)

- 第三十五条 総務大臣は、電気通信事業者が他の電気通信事業者に対し当該他の電気通信事業者が設置する電気通信回線設備と当該電気通信事業者の電気通信設備との接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず当該他の電気通信事業者がその協議に応じず、又は当該協議が調わなかつた場合で、当該協定の締結を申し入れた電気通信事業者から申立てがあつたときは、第三十二条各号に掲げる場合に該当すると認めるとき及び第百五十五条第一項の規定による仲裁の申請がされているときを除き、当該他の電気通信事業者に対し、その協議の開始又は再開を命ずるものとする。
- 2 総務大臣は、前項に規定する場合のほか、電気通信事業者間において、その一方が電気通信設備の接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず他の一方がその協議に応じず、又は当該協議が調わなかつた場合で、当該一方の電気通信事業者から申立てがあつた場合において、その接続が公共の利益を増進するために特に必要であり、かつ、適切であると認めるときは、第百五十五条第一項の規定による仲裁の申請がされているときを除き、他の一方の電気通信事業者に対し、その協議の開始又は再開を命ずることができる。
 - 3 電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は接続条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わないときは、当該電気通信設備に接続する電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務大臣の裁定を申請することができる。ただし、当事者が第百五十五条第一項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。
 - 4 前項に規定する場合のほか、第一項又は第二項の規定による命令があつた場合において、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は接続条件その他協定の細目について、当事者間の協議が調わないときは、当事者は、総務大臣の裁定を申請することができる。
 - 5 総務大臣は、前二項の規定による裁定の申請を受理したときは、その旨を他の当事者に通知し、期間を指定して答弁書を提出する機会を与えなければならない。
 - 6 総務大臣は、第三項又は第四項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。
 - 7 第三項又は第四項の裁定があつたときは、その裁定の定めるところに従い、当事者間に協議が調つたものとみなす。
 - 8 第三項又は第四項の裁定のうち当事者が取得し、又は負担すべき金額について不服のある者は、その裁定があつたことを知つた日から六月以内に、訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。
 - 9 前項の訴えにおいては、他の当事者を被告とする。
 - 10 第三項又は第四項の裁定についての審査請求においては、当事者が取得し、又は負担すべき金額についての不服をその裁定の不服の理由とすることができない。

接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針(平成30年1月16日 総務省)

電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当事者が取得し、又は負担すべき金額(以下「金額」という。)について当事者間の協議が調わないときは、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「法」という。)第35条第3項又は第4項の規定により、当事者の一方又は双方は、総務大臣の裁定を申請することができることとされている。このような申請を受理したときは、総務省では、次の方針を基本として裁定を行うこととする。

1. 金額 については、当事者間で別段の合意がない場合には、市場における競争状況等を勘案し、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを基本とする。
認可された接続料等を除く。
 2. 1. の原価等の算定のため、接続に関して生じる費用等、算定根拠となるようなデータの提供を関係当事者に対して求めることとする。
 3. 2. において有効と認められるデータの提供が行われない場合には、1. の原価等の算定のために、近似的に、例えば長期増分費用モデル等により、他の費用等を用いることとする。
- (注) 卸電気通信役務の提供又は電気通信設備若しくは電気通信設備設置用工作物の共用に係る金額に関して、当事者間の協議が調わないとして、法第38条第2項又は第39条において準用する法第35条第3項又は第4項の規定に基づき裁定の申請があったときも、1. から3. までに準じて対応することとする。

電気通信事業法(昭和59法律第86号)

(第一種指定電気通信設備との接続)

第三十三条 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、全国の区域を分けて電気通信役務の利用状況及び都道府県の区域を勘案して総務省令で定める区域ごとに、その一端が利用者の電気通信設備(移動端末設備を除く。)と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであつて、その伝送路設備の電気通信回線の数の、当該区域内に設置される全ての同種の伝送路設備の電気通信回線の数のうちに占める割合が総務省令で定める割合を超えるもの及び当該区域において当該電気通信事業者がこれと一体として設置する電気通信設備であつて総務省令で定めるものの総体を、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備として指定することができる。

2 前項の規定により指定された電気通信設備(以下「第一種指定電気通信設備」という。)を設置する電気通信事業者は、当該第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額(以下この条において「接続料」という。)及び他の電気通信事業者の電気通信設備との接続箇所における技術的条件、電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別その他の接続の条件(以下「接続条件」という。)について接続約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 (略)

4 総務大臣は、第二項(第十六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項、第六項、第九項、第十項及び第十四項において同じ。)の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第二項の認可をしなければならない。

一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。

イ 他の電気通信事業者の電気通信設備を接続することが技術的及び経済的に可能な接続箇所のうち標準的なものとして総務省令で定める箇所における技術的条件

ロ 総務省令で定める機能ごとの接続料

ハ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及びこれとその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項

ニ 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別

ホ イからニまでに掲げるもののほか、第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして総務省令で定める事項

二 接続料が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額に照らし公正受当なものであること。

三 接続条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその第一種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。

四 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(略)

6 総務大臣は、第二項の認可を受けた接続約款で定める接続料が第四項第二号に規定する金額に照らして不相当となつたため又は当該接続約款で定める接続条件が社会的経済的事情の変動により著しく不相当となつたため公共の利益の増進に支障があると認めるときは、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該接続約款の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

(略)

< 基本的な考え方 >

フレキシブルファイバで利用されている光ファイバ設備は固定端末系伝送路設備であり、第一種指定電気通信設備であるが、これまでは、卸電気通信役務での提供が行われている区間については、接続料規則第3条但し書に基づく総務大臣の許可を受けて接続料原価から当該卸電気通信役務での提供に利用している固定端末系伝送路設備のコストを除外する取扱いをしてきている。

こうした中、今般、他事業者からの要望を踏まえ、フレキシブルファイバについて接続に関する制度的な整理が求められているところ、接続制度の基本的な考え方とおり、接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難である等の接続拒否事由に該当しない場合には、接続に応じる義務があるものである。

この点、現在NTT東西がフレキシブルファイバとして提供の申込を受け付けている形態について、NTT東西が接続に応じることが技術的又は経済的に著しく困難である等の接続拒否事由に該当するかについて、具体的なケースごとに検討していくことが適当である。

他方で、接続による提供の有無に関わらず、卸先事業者と合意の上で、卸電気通信役務による提供を行うことは可能である。

< 基本的な考え方(前ページからの続き) >

なお、ヒアリングにおいて、NTT東西からは、ソフトバンク、KDDIへのフレキシブルファイバの概算金額提示件数のうち、実際に開通された割合(平均開通割合)が約6割であるとの理由により、フレキシブルファイバを使わなくとも各社は同様の設備を設置することが可能である旨の説明が行われた。

ここでNTT東西が主張する約6割という水準は、第一種指定電気通信設備制度においてボトルネック性を判断する都道府県毎の占有率に基づく基準である「50%」を超えているものである。

この点、より詳細に確認を行ったところ、

NTT東西からは、NTTドコモも加えたMNO3社の平均開通割合(2017～2019年度実績)について、約7割となっている旨の回答があった。

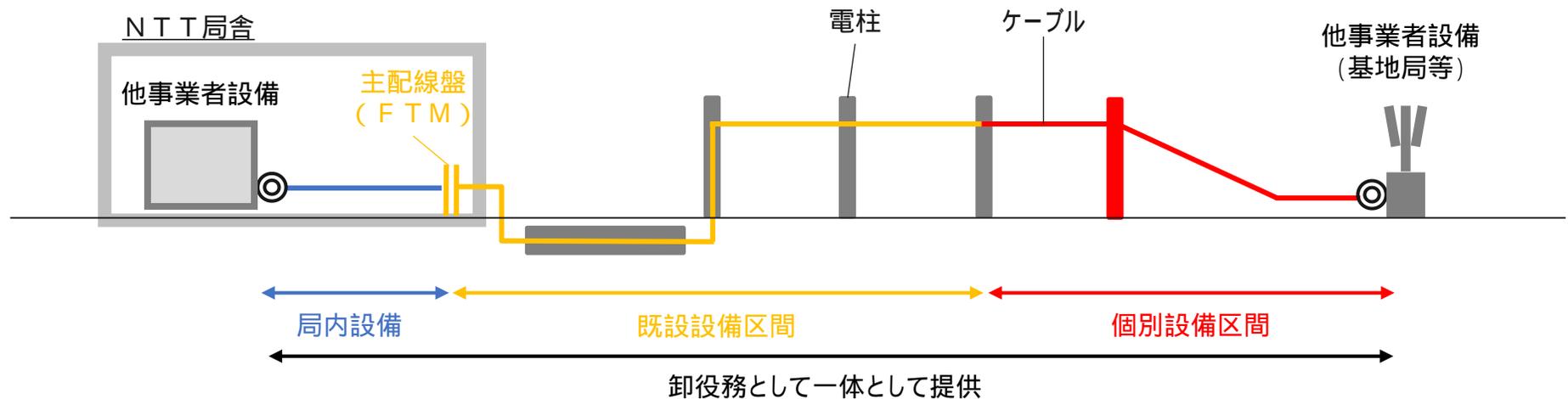
NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクのMNO3社に対しては、各社の平均開通割合(2017～2019年度実績)及び開通しなかった場合において敷設を断念した割合や自社やNTT東西以外の他社により敷設した割合について確認し、MNO3社において、NTT東西からフレキシブルファイバの概算金額提示を受けた件数のうち、敷設しなかった件数を除いた件数を分母にして、フレキシブルファイバにより開通した件数を算定したところ、フレキシブルファイバにより開通した割合は、87%(13%が自社又はNTT東西以外の他社による敷設等)であった。

これらを踏まえると、フレキシブルファイバに利用されているNTT東西の固定端末系伝送路設備は、他の電気通信事業者の事業展開上不可欠であり、当該電気通信設備に係る接続料及び接続条件は、我が国の電気通信サービスの料金水準、サービス品質の全体に影響を及ぼすものであると考えられる。

< 具体的なケースにおける対応の考え方 >

フレキシブルファイバとして提供が想定されている設備は、いずれも固定端末系伝送路設備であるダークファイバであり、その「局内設備」と「既設設備区間」の設備は、基本的に既設の設備となっている。フレキシブルファイバが提供されるごとに、「個別設備区間」の設備は基本的には新設されるが、これに限らず、固定端末系伝送路設備との接続が行われる際には、通例、柱上から引き込みが行われる等、設備が新設される。なお、新設部分は既設の設備に光ファイバを融着させ、延伸して一体的に利用するものである。

フレキシブルファイバの概要図



NTT東西からは、フレキシブルファイバは、携帯事業者の要望に基づき、山間部やビル屋上等でNTT東西が「個別設備区間」の光ファイバを設置して提供しており、大別すると、光エリア内のビル屋上に向けて設置する場合と、光エリア外のルールエリアに設置する場合がありますと説明されている。

これらのケースにおいて、改めて接続事業者の要望を詳しく確認したところ、いずれの場合についても、接続事業者から接続による提供を求める具体的な要望が寄せられている。これを踏まえると、それぞれのケースにおいて、制度的な位置づけを整理するとともに、求められる対応を検討する必要があると考えられる。

< 具体的なケースにおける対応の考え方(前ページからの続き) >

まず、光エリア内のビル屋上に向けて設置する場合については、ルーラルエリアへの光ファイバの設置と比較して、配管等を他事業者又はビルオーナーが準備するという特徴はあるものの、光ファイバの長さが一定の範囲に収まり、工事料金の分布範囲も狭く、NTT東西からも卸料金の単金化を検討する旨説明もあったところである。また、他事業者からも接続料や工事費の必要な費用の負担は行うとの考えが表明されていることを踏まえれば、技術的又は経済的に著しく困難である等の接続拒否事由に該当することは想定されず、NTT東西は基本的には接続に応じる義務があると考えられる。

このため、接続事業者からの円滑な接続を確保する観点からは、ビル屋上等の携帯電話基地局向けに光ファイバを設置するための接続メニューを速やかに接続約款に規定して、接続事業者が利用可能な状態にしておくことが適当である。

他方で、光エリア外のルーラルエリアに設置される場合に関しては、ビル屋上の場合と比較して、工事内容が敷設場所ごとに大きく異なり、光ファイバの距離や費用の分布の範囲も幅広く、技術的又は経済的に著しく困難である等の接続拒否事由に該当するか否かを直ちに判断することは困難である。また、仮に接続メニューを接続約款に規定するとしても、接続として提供されるべき範囲の具体化や運用面での検討に時間が生じることが考えられる。

一方で、5G基地局整備がまさに進められている中で、その提供までの期間を徒に延ばすことは、適切でないことから、検討は速やかに行われることが必要である。

また、ビル屋上及びルーラルエリアともに、接続メニューの検討に当たっては、接続事業者の要望を踏まえることが重要であると考えられることから、各社から、接続メニューとして利用する場合に求める条件として示された要望を踏まえた検討が必要である。

具体的には、既設設備区間との一体的な提供や迅速な提供(手続きの一体性も含む)、事後的に共用することとなった場合にその共用が簡便に認められること、納期、概算金額等が示された上で利用の判断が可能であること、既存のフレキシブルファイバを接続での利用に変更する場合には、物理的な回線切替え工事や煩雑な手続等が発生しないこと等の条件に可能な限り対応するよう、NTT東西において検討することが適当である。

< 接続として提供する場合の費用負担方法 >

接続による提供が求められた場合に、どのような形で提供すべきかについては、多くの事業者が共通的に利用することとなる機能が「ネットワークが本来有すべき機能」(「基本的な接続機能」)である場合は、現行の接続約款の「網使用料」のように、その費用を、基本的にネットワーク利用に応じて、NTT東西、各接続事業者が同等に負担し、基本的な接続機能でない場合には、網改造料等として個別の事業者からその接続に要する費用の負担が求められるべきものである。

この点、フレキシブルファイバの既設設備区間については、FTTHアクセスサービスを提供するNTT東西も含めた他の接続事業者と共通的に利用していることから、基本的な接続機能として、網使用料として負担を求めることが適当である。

他方で、フレキシブルファイバの個別設備区間については、NTT東西からの説明によれば、一部のルーラルエリアでは個別設備区間について、携帯電話事業者が共用している状況にあるが、基本的には、個別設備区間の光ファイバについて共用は行われず、携帯電話事業者ごとに、ケーブルを占有して利用している状況である。MNO3社及びBBバックボーンからも、現在はそのような状況であるとの回答があった。

通常、このような場合であれば、既設設備区間については、他の加入光ファイバを利用する接続事業者と費用を同等に負担する「網使用料」とし、個別設備区間については、利用する携帯電話事業者が「網改造料」等として、個別に費用負担を求めることが考えられるが、「網改造料」等の検討に当たっては、所要の費用が適切に負担される仕組みを検討することが必要であるとともに、接続事業者から、共用して利用することについての意見も寄せられているところであり、接続約款の認可プロセスにおいて、接続事業者が具体的に求めている接続形態等について、NTT東西から説明を求めた上で判断していくことが適当である。

なお、現在のNTT東西のフレキシブルファイバについては、第一種接続会計上、NTT東西の設備利用部門が、携帯電話事業者に提供しているものと整理されており、NTT東西の設備利用部門が、NTT東西の設備管理部門に、既設設備区間については加入光ファイバのシングルスター相当の振替接続料を支払い、個別設備区間については、第一種接続料規則における算定方法に準じた方法として、実費相当額が支払われる形で整理されている。

<今後の進め方>

総務省が適切にフォローしながら、事業者間で協議を行った上で、NTT東西において実現に向けた課題の整理や、実現方法、実現時期などについて検討し、5G基地局の整備に当たって重要な設備であることも踏まえれば、速やかに対応することが必要である。

ビル屋上における携帯電話基地局向けの光ファイバ設備への接続について、速やかに接続メニューを規定するための接続約款の変更認可申請を行い、他方、ルーラルエリアについては、接続事業者とも協議を行いながら、ビル屋上よりも検討時間が必要であることは考慮しつつも、できるだけ速やかに、接続による提供が技術的又は経済的に著しく困難である等の接続拒否事由に該当する具体的な場合について、現在提供されているフレキシブルファイバの実態との整合も踏まえて検討し、総務省に報告を求めることが適当である。

この際、NTT東西の接続約款の変更認可申請が必要以上に遅れることになると、その分、フレキシブルファイバを利用する他事業者は卸による提供を受けざるを得ず、接続により提供を受ける場合と比べ負担が重くなることも考えられることから、速やかな対応が求められる。このため、速やかに対応が行われない場合には、接続約款の変更に係る命令も視野に入れ、追加的な措置を検討することが考えられる。

また、フレキシブルファイバとして卸役務により既に提供している光ファイバ設備について、卸先事業者から接続による提供を求められた場合について、その移行は円滑に行われることが必要である。このため、移行に係る費用や手続が必要最小限のものとなっていることについて、本研究会においてNTT東西から説明を求めることが適当である。仮に、合理的な理由なく、円滑な移行を妨げている事情が認められる場合には、追加的な措置について検討を行うべき。

さらに、本研究会での論点である、NTT東日本・西日本の加入光ファイバと他事業者が自ら設置・調達する伝送路設備との接続をより行いやすくする観点から、どのような対応が必要かについても、これらの接続メニューに係る協議を実施する中で具体的な要望を踏まえて検討することが適当である。

これらの対応状況について、遅くとも本研究会において報告書の取りまとめに向けた議論が行われる予定の本年5月末までに総務省に報告を求め、それを踏まえて本研究会において、必要に応じて検討を実施することが適当である。

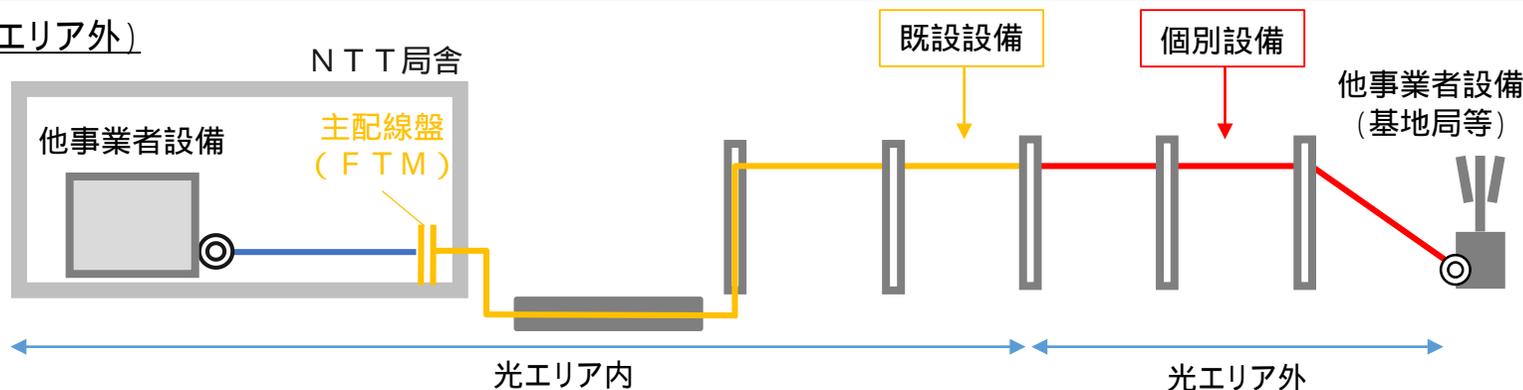
フレキシブルファイバは、携帯電話事業者等に対し、既設設備が存在しないエリア等において、個別設備を設置し、既設設備区間の設備と組み合わせて伝送路設備等を提供するサービス。提供形態は、これまで、卸電気通信役務でのみであり、相互接続では実施されていない。

フレキシブルファイバは、NTT東日本・西日本の光エリア外において新たに設備を構築して役務提供するものとNTT東日本・西日本の光エリア内においてビルの屋上等NTT東日本・西日本が指定する成端箇所以外の箇所に成端するものの2つに大別される。

これらの料金体系は同じであり、NTT局舎内、既設設備区間、個別設備区間それぞれにおいて料金が設定されている。

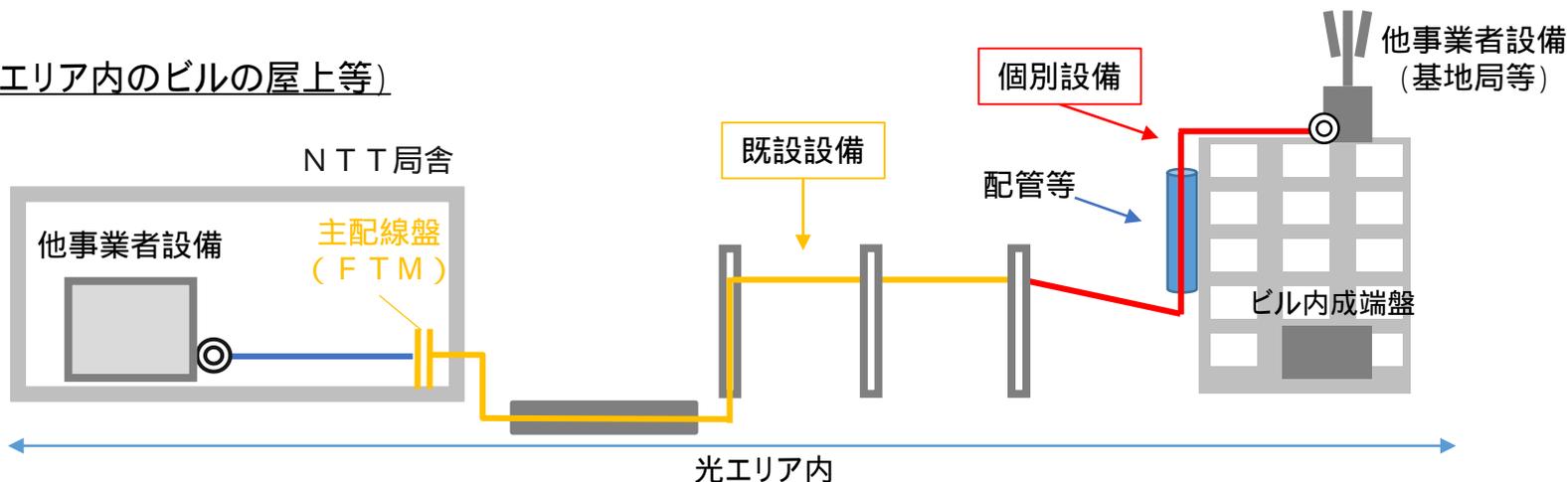
フレキシブルファイバ(光エリア外)

NTT東日本・西日本の光エリア外において新たに設備を構築して役務提供するもの。



フレキシブルファイバ(光エリア内のビルの屋上等)

NTT東日本・西日本の光エリア内においてNTT東日本・西日本が指定する成端箇所以外の箇所に成端するもの。

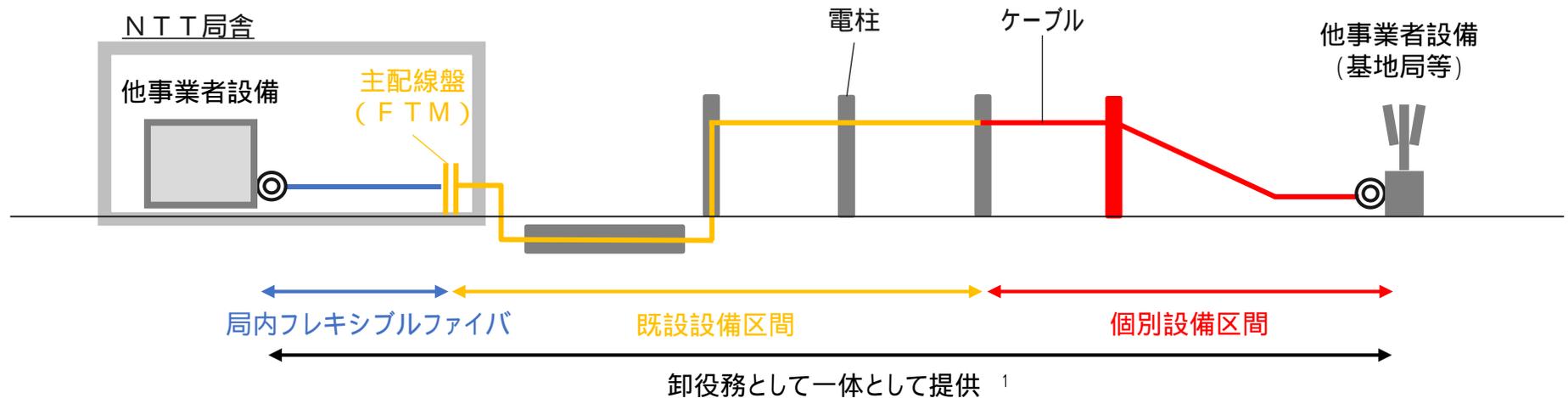


配線ルートは、他事業者もしくはビルオーナーが準備(私設柱、建物外壁配管、地下配管等)

フレキシブルファイバは、局内設備、既設設備区間、個別設備区間ごとに料金が設定されており、局内設備、既設設備区間の卸料金については、通常、加入光ファイバとして接続により提供される接続料に比べて、高額となっている。

フレキシブルファイバを利用する場合には、局内光伝送路も局内フレキシブルファイバとして卸提供されている。現在のところ、フレキシブルファイバと局内ダークファイバ接続を組み合わせる利用はされていない。

フレキシブルファイバの概要図



提供料金 (2019年度)	局内フレキシブルファイバ	既設設備区間	個別設備区間(新設区間)
初期費用			
月額料金			
撤去費			

- 1 局内フレキシブルファイバは、自己設置または加入ダークファイバ等と合わせて提供される場合を除く。
- 2 局内ダークファイバの2020年度の接続料は、NTT東日本:351円、NTT西日本:284円。
- 3 加入光ファイバ(シングルスター方式)の2020年度の接続料は、NTT東日本:2,244円、NTT西日本:2,361円。
- 4 報酬等を含む。

2020年12月末時点におけるフレキシブルファイバの提供回線数は と増加傾向。

フレキシブルファイバの回線数における卸先事業者別の割合は、

している。